

番号：140345

国名：全世界

担当：ジェンダー平等・貧困削減推進室

案件名：平成 26 年度マイクロファイナンス関連分野 課題対応力強化のための情報
収集等支援業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：マイクロファイナンス
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：その他

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2014年6月下旬から2015年3月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 3. 35 M/M、現地 0. 97 M/M、合計 4. 32 M/M
- (3) 業務日数：

① 森林保全案件(4案件)におけるコミュニティでの資金管理のあり方の検証

対象案件	国内準備	派遣期間	国内整理	国内整理 (横断的分析・報告書作成等)
案件①、④ベトナム (同時に出張)	10	15	6	8
案件②インドネシア もしくはネパール	5	7	3	
案件③ラオス	5	7	3	
合計	20	29	12	8

② MF関連事業における社会的パフォーマンスの向上
国内作業のみ：27日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：6月4日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型) 公示案件(再公示含む) より、
電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」
(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html) をご覧ください

さい。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参
 いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：
- ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 10点
- (計100点)

類似業務	マイクロファイナンスに係る各種業務
対象国／類似地域	ベトナム/インドネシア/ネパール/ラオス/途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
 (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

途上国では約25億人の貧困層が公式な金融サービスから疎外され、持続的な経済成長の足枷となっているといわれる。こうした中、貧困層の金融アクセスを確保し、経済的自立を支援するツールとしてマイクロクレジット(小規模融資)の有効性は広く認識されている。また、近年では融資に留まらず、貯蓄、送金、保険といった総合的な金融サービスとしてのマイクロファイナンス(小規模金融：以下、MF)を提供することが重要であるとの国際的な認識が定着している。MFに関しては、JICAも従来から円借款事業や技術協力事業で取り組んできており、またCGAP(Consultative Group to Assist the Poor：貧困層支援協議グループ)・APEC・G20等の国際会議における知見の共有や、JICA内外向けの勉強会・セミナーの開催等を行ってきた。JICAは、今後も引き続き、MFを効果的に取り込んだ技術協力、資金協力の事業を通じ、途上国の貧困削減に貢献していく方針である。本案件は以下の異なる2つの業務について情報収集、支援を行うことでJICAのMF関連事業の質向上を目指すものである。(以下の2つの業務はともにMFに係るものではあるが、それぞれ個別に実施するのである)

【森林保全案件におけるコミュニティでの資金管理のあり方の検証】

近年、国際的に注目されているREDD+(森林の減少・劣化の防止に加え、森林の保全、持続可能な森林管理及び森林の炭素ストックの向上を含めた取組み)の考えを取り入れた森林保全案件において、森林に依存せずに住民の生計向上を促すためのアプローチの1つとして、コミュニティ内での有効かつ持続的な資金管理の仕組みを構築する

必要性が見出されている。

国連気候変動枠組条約の下でREDD+が開始されるのは2020年以降の見通しで、実際にクレジットへの支払いが行われるのは2025年以降の予定となっている。しかしながら、JICAのREDD+を活用した森林保全案件の多くでは、将来的なクレジットの配分に基づく資金の活用も想定しながら森林保全を推進する枠組みの整備を進めており、参加型での森林保全規則の策定、村落開発基金の形成、生計向上支援を行っている。また一部の村落開発基金ではリボルビングファンド（プロジェクトからの収入の一部や住民の拠出・貯蓄を原資として、住民組合内で貸出・回収を行うもの。資金ではなく現物の場合もある）の取組みも行っている。この取組みは、将来的にクレジットが配分された際に、村落開発基金が受け皿となることを期待するものである。一方、クレジットが予定通り支払われないといったREDD+の将来的な不確実性にも鑑み、REDD+に依拠しなくとも村落開発基金が有効に機能することも視野に入れて行われている。

本業務においては、森林保全案件における村落基金の活用方法に関する既存文献の調査を行うとともに、JICA技術協力事業の中で取り組みを実施（ないしは計画）している3か国4案件を対象に現地調査を行い以下の提言を行う。

① 個別案件に対する提言

- ア) 村落開発基金自体の運営面での改善をするための提言（例えば、人材配置、帳簿管理、融資実行、回収管理等にて、管理台帳の好事例を示すなど具体的に提案する）
- イ) プロジェクト終了後の持続性にも配慮し、プロジェクトの中でどのような仕組みで金融活動を行ったらよいかの提言（例えば、持続性確保やよりニーズにあった金融サービスと繋げるために、既存のMF機関と連携するなど金融包摂にも配慮した、ア) より大きな視点に立ったもの）

② 森林保全案件への横断的な提言

4案件を横断的に検証し、森林保全案件における村落開発基金の構築・実施に際しての留意点について提言を行う。

【MF関連事業における社会的パフォーマンスの向上】

貧困層を顧客とするMFにおいては、MF機関として、財務持続性を確保することのみならず、社会的パフォーマンス（「より多くの貧困層へサービスを提供したか」「女性へサービスを提供したか」といった組織の社会的なミッションを達成するための活動や手段を効果的に実践すること）の管理を行うことが重要である。

JICAのMF関連事業においても、直接・間接にMF機関を支援する取り組みがあるが、これらMF機関に対して社会的パフォーマンスの向上を促す必要がある。JICAは2014年2月にSocial Performance Task Force (SPTF、※1) のメンバーに正式参加しており、今後、SPTFが提唱するUniversal Standards for Social Performance Management (以下、USSPM、※2) のJICA事業での活用を進める予定である。

本業務では、USSPMを分類整理するとともに、他機関（他ドナーやMF機関）の取り組みを参考情報として収集し、同結果をJICA事業関係者と共有し、JICA事業におけるUSSPMに対する適切な理解促進および事業における活用を促す。

(※1) SPTF : CGAP (Consultative Group to Assist the Poor) 等の協力のもと2005年に設立され、2012年にNPOとして米国に登録。MFにおける社会的パフォーマンス管理（組織の社会的なミッションを達成するための活動や手段を効果的に実践すること）の推進を目指している。

(※2)USSPM：社会的パフォーマンス管理について様々な手法が開発される中、SPTFが世界共通の基準として提唱した、社会的パフォーマンス管理の統一基準。社会的目標の定義づけやモニタリング、顧客への責任ある対応など6つの項目から成る。

7. 業務の内容

(1) 森林保全案件におけるコミュニティでの資金管理のあり方の検証

以下の森林保全案件における村落開発基金（リボルビングファンド）の取組みについて、文献確認、現地調査等を通じて、リボルビングファンドの仕組提案、修正等の支援を行う。

案件①ベトナム「ビズップ・ヌイバ国立公園管理能力強化プロジェクト」（2010.1～2014.1）

案件②ネパール「地方行政強化を通じた流域管理向上プロジェクト」（2009.7～2014.7）もしくはインドネシア「日本インドネシア REDD+実施メカニズム構築プロジェクト」（2013.6～2016.6）

案件③ラオス「森林減少抑制のための参加型土地・森林管理プロジェクト」（2009.8～2014.8）

案件④ベトナム「北西部水源地域における持続可能な森林管理プロジェクト」2010.8～2015.8）

※案件②については契約後、文献調査及び関係者からの意見聴取を踏まえ、どちらの案件を対象にするか決定する。

案件③及び案件①④は次のフェーズを予定しているため（①④の後続案件は両者を統合する予定）、後続案件での村落開発基金に係る活動計画、専門家のTOR等についての提言を行う。後続案件の詳細計画策定調査等へ参画については必要に応じて契約変更にて対応する。

実施にあたってはインド有償資金協力「タミールナド州植林事業」等インドでの植林案件（円借款）におけるリボルビングファンドの取組みや、農村開発等にてMFをコンポーネントとして組み入れた案件（コンポーネント型MF）についての調査を行った「マイクロファイナンスにかかる情報収集・確認調査」の調査結果を参考にすること。

また、村落開発基金の運営主体や利用者等に女性が含まれ、意思決定に参画しているかといったジェンダーの視点にも立って本調査を行う。

① 国内準備期間（20日）

ア 調査対象案件について、過去の類似案件も含めた各種文献等の情報やJICA本部関係部署、国内での専門家等へのインタビュー調査等を実施し、各々の特徴や論点を整理・分析する。情報収集にあたっては、対象国・地域のMFの状況、他ドナー・研究機関の報告についても確認する。

イ 現地調査の実施のため、以下の業務を行う。

- (a) プロジェクトのカウンターパート機関、村落開発基金の運営主体、利用者等、現地調査の対象（以下、調査対象者）を特定する。
- (b) 現地調査の実施時期・スケジュールの調整、調査対象者へのコンタクト等現地調査のための各種準備を行う。
- (c) 調査項目（返済率や利率、返済形態、資金の用途、運営主体、等）を含む現地調

査の内容・工程等の現地調査計画書(和文・英文)、質問票(英文)を作成し、必要に応じて関係者へ現地調査前の説明を行う。

- ② 現地調査期間(合計29日 現地調査の時期は上記(1)①イ(b)を踏まえ決定する)
- ア 案件対象国の、JICA現地事務所や調査対象者に対し、本調査の目的、内容等の説明を行う。
 - イ 調査対象者に対して、事前に作成した現地調査計画書(和文・英文)や質問票(英文)に基づき、インタビュー調査を行う。その際、以下の点についての情報が網羅されるように留意する。
 - (a) 村落開発基金がどのようなフレームワークで実施される(た)か
 - (b) 村落開発基金を導入するにあたってJICAが行った技術支援の実態
 - (c) 村落開発基金の利用者数、収支・返済状況(プロジェクト実施中・実施後)等のパフォーマンス
 - (d) プロジェクト実施期間中に村落開発基金がPDMに記載されている各活動の成果やプロジェクト目標の達成にどのように貢献した(する見通し)か。
 - (e) (終了案件)村落開発基金がどのような形態で継続しているか(もしくはしていないのか)、継続している場合にはどのような効果を生み出しているのか。継続していない場合推測される理由
 - ウ 上記イにて整理した情報に基づき、各案件における村落開発基金の金融としての効果や持続性を向上させるため、ア) 村落開発基金自体の運営面での改善をするための提言(例えば、人材配置、帳簿管理、融資実行、回収管理等にて、管理台帳の例を示すなど具体的に提案する)、イ) プロジェクト終了後の持続性にも配慮し、プロジェクトの中でどのような仕組みで金融活動を行ったらよいかの提言(例えば既存のMF機関と連携するなどア)より大きな視点)、を行う。
 - エ 現地調査の完了に際し、案件対象国のJICA在外事務所に現地業務の結果を報告する。
- ③ 帰国後整理期間(20日)
- ア 4案件を横断的に分析し、森林保全案件における村落開発基金の構築・実施に際しての留意点について検討する。
 - イ 上記※に記載する後続案件について、村落開発基金に係る活動計画、専門家のTOR等についての提言を行う。
 - ウ 本調査の結果を踏まえ、必要に応じてJICAのMFに関する教材についての改定案(A4用紙一枚程度)を作成する。
 - エ 個別案件に対する調査結果・提言及びアに記載する横断的な検証結果をとりまとめ、報告書(和文)及び要約(英文)を作成する。

(2) MF関連事業における社会的パフォーマンスの向上(27日)

以下の活動を行い、JICA事業でのUSSPMの活用促進のため以下の活動を行う。本業務の主眼は④にあり、⑤は付随業務として実施)

- ① USSPMの内容を精査・整理する(例えば、USSPMの各指標をア) MF機関が遵守すべきもの、イ) 商業的な観点から厳格な運用が難しいもの、ウ) データの制約等の観点から厳格な運用が難しいもの、エ) その他等で分類する)

- ② 社会的パフォーマンス管理の国際的な取組みについて参考情報を収集する。
- ③ MF機関が関与するJICA事業における現状のUSSPMの遵守状況、今後さらに遵守するにあたっての計画について検討する。
- ④ 上記に基づき、JICA事業でのUSSPM活用マニュアルを作成し、JICA事業関係者へ説明等を行い、USSPMの活用を支援する。
- ⑤ ①～④の活動をふまえ、USSPMを実務上活用するにあたってのSPTFへの提言（例えば①でイ）商業的な観点から厳格な運用が難しいもの、ウ）データの制約等の観点から厳格な運用が難しいものと分類したものについては、見直しが必要等）をまとめる。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は（１）～（３）全てとする。

- （１）森林保全案件におけるマイクロファイナンス活動報告書（和文、英文要約版）
 - （２）JICA事業におけるUSSPM活用マニュアル（案）（和文、英文要約版）
 - （３）SPTFへの提言書（案）（英文）
- （１）～（３）の体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

（１）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、以下を標準とします。

- ・ベトナム：成田⇒ハノイ⇒成田（2 案件。移動日含め 15 日間）
- ・ラオス：成田⇒ビエンチャン⇒成田（移動日含め 7 日間）
- ・ネパールもしくはインドネシア：成田⇒カトマンズもしくはジャカルタ⇒成田（移動日含め 7 日間）（プロポーザル時の見積りは成田⇒カトマンズ⇒成田で積算してください。）

10. 特記事項

（１）業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査時期は契約後関係者と協議のうえ決定する。

②便宜供与内容

当機構各国事務所等による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舍手配
あり
- ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供
エ) 通訳備上
英語⇔各国言語の通訳を提供

④ 執務環境

JICA職員等JICA職員等との打合せ及びJICA内部資料の閲覧等、JICA執務スペース内で業務を行う必要がある場合に限り、執務スペースと必要な資機材を提供する。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を当機構ジェンダー平等・貧困削減推進室(TEL:03-5226-8124)にて配布します。
- ・「マイクロファイナンスにかかる情報収集・確認調査」報告書

(3) その他

- ・業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ・契約時点でREDD+についての詳細な知識があることを必須とはしない。

以上